

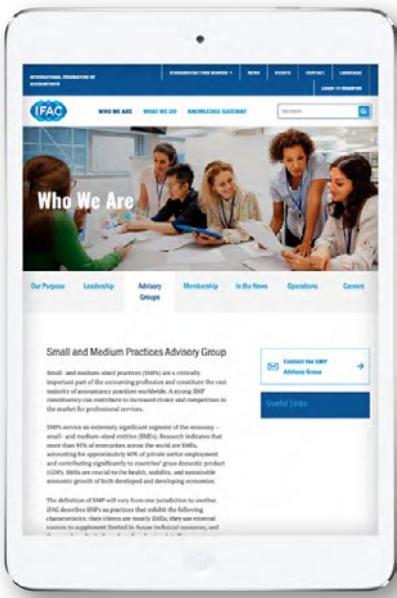
スモールビジネスのための  
サステナビリティ情報



# 実務家への機会



International  
Federation  
of Accountants



## 概要

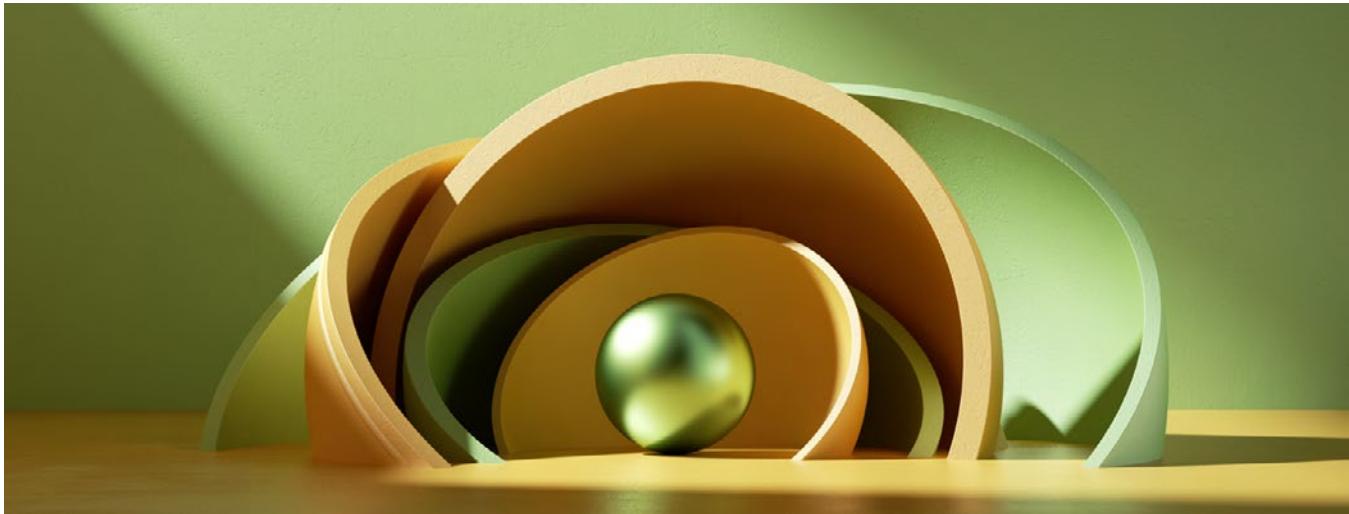
サステナビリティ情報<sup>1</sup>は、ビジネスや経済におけるサステナビリティへの注目はもちろんのこと、さまざまな理由から、世界的な議論の中心として注目を集め、牽引力を増してきている。ビジネスのレジリエンス（強靭性）とサバイバルへの注目は、Covid-19のパンデミックによってさらに重要性を増し、特定の社会問題やビジネスが気候に与える影響にさらにスポットライトを当てる要因にもなっている。2021年、多くの企業が「ネクスト・ノーマル」を求めている。一方、新しい国際的なサステナビリティ基準審議会の機運は高まり続けている<sup>2</sup>。

**IFACの中小事務所アドバイザリーグループ**は、長期的な視点に限らず、サステナビリティ情報は、中小企業(SME)や中小事務所(SMP)にとって、すでに重要なものだと考えている。

本文書では、中小企業がサステナビリティ情報を利用し、さらには報告することの利点について概説し、アドバイザー、報告、合意された手続(AUP)業務及び保証など、実務家が提供できるサービスの範囲に焦点をあてている。また、中小事務所がどのようにスキルや知識を身につけ、最初の一歩を踏み出すことができるかを解説している。本文書の主な対象読者は 中小事務所（すなわち実務家）だが、中小企業やその他の関係者にも有用であると思われる。

<sup>1</sup> サステナビリティや「非財務」情報については、共通的に用いられる定義はない。本文書では、サステナビリティ情報を、従業員、サプライヤー、顧客、コミュニティ、人権、環境・社会・ガバナンス（ESG）事項に関する情報の総称としている。

<sup>2</sup> IFAC の最新のアドボカシー活動を見る [サステナビリティ基準 | IFAC](#)



## 中小企業の重要性と サステナビリティ情報

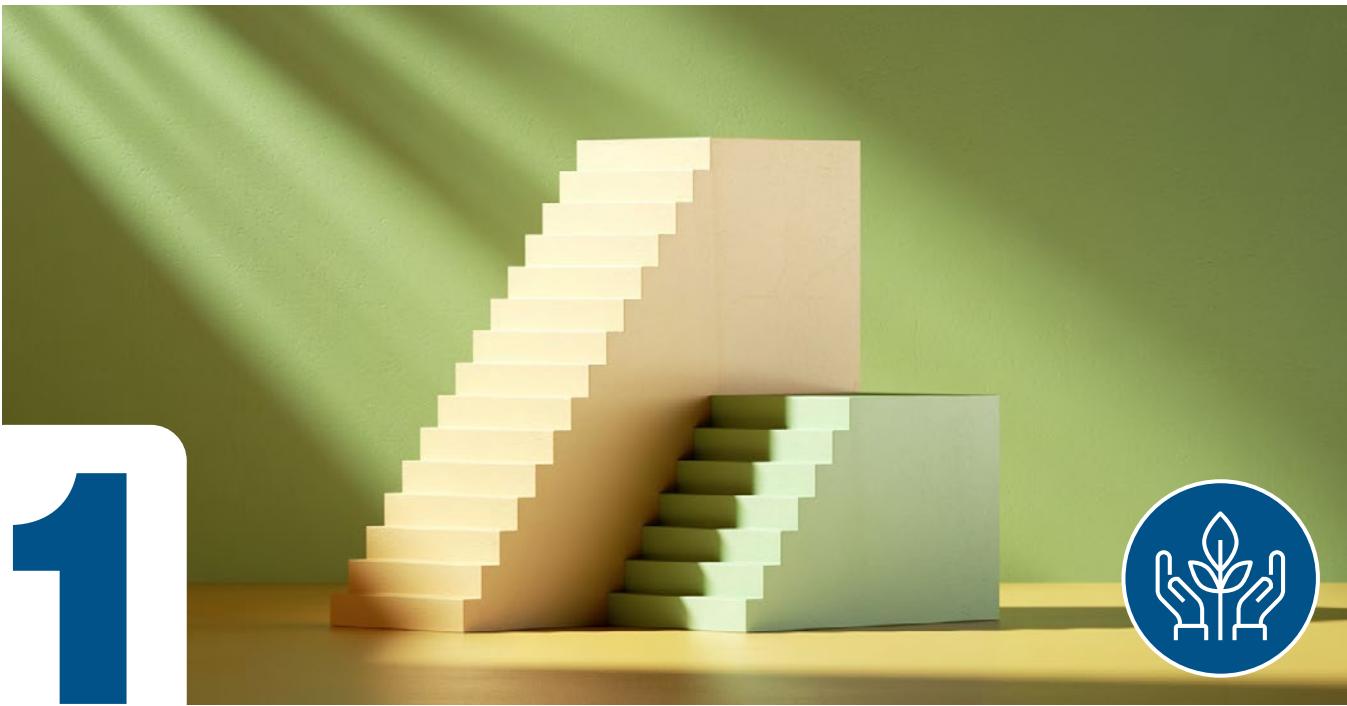
中小企業は、世界経済の健全性、安定性、サステナビリティにとって極めて重要である。民間部門の国内総生産(GDP)、富と雇用の創出、社会的影響、二酸化炭素排出量の大部分を中小企業が占めている。世界の中小企業は企業人口の90%以上を占め、通常、法域で設定された量的基準値(従業員数、資産総額、収益水準など)を参照して定義されている。しかし、現実には、中小企業はその規模、年数、業界、所有者、ビジネスモデル、及び抱負が大きく異なっており、一律的なアプローチでは容易に対応することができない。

サステナビリティ情報を社内の意思決定に活用し、ビジネスの考え方や計画の立て方とストーリーの報告方法を強化することには、大きな利点がある。以下は、3つの重点分野である。

- 入手しやすく、関連性と信頼性を備えたサステナビリティ情報を持つことで、より良い情報に基づくビジネス上の意思決定を可能にし、戦略的計画とリスク管理を強化し、その結果、統合思考に焦点を絞ることができる。
- サステナビリティ情報を求めている外部のステークホルダーやビジネスパートナーに対して報告する。
- 実務家にサステナビリティ情報のAUP業務を依頼するか、又は独立した保証を得る。



中小企業は、国連の「持続可能な開発目標」の達成に重要な役割を担っている。特に、目標8「包摂的かつ持続可能な経済成長」、目標9「強靭(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進」(例えば、SDGsのための中小企業の潜在能力の発掘など)、目標13「気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」である。



# 1

入手しやすく、関連性と信頼性を備えたサステナビリティ情報を持つことで、より良い情報に基づくビジネス上の意思決定を可能にし、戦略的計画とリスク管理を強化し、その結果、統合思考に焦点を絞ることができる。

中小企業にとって、サステナビリティ情報の主な価値と用途は、外部報告よりもむしろ内部の意思決定にある。関連性があり、適時かつ比較可能で正確なサステナビリティ情報は、中小企業が自社の戦略、ビジネスモデル、環境と社会への影響について総合的に考えることを支援するものである。実際、サステナブルな将来の成功を確かなものにするために、レジリエンスを維持し、効果的にリスク管理を行い、十分な情報に基づいた意思決定を行うには、サステナビリティに関する多くの事を経営者は単純に無視することはできない。例えば、生産工程で水の安定供給が必要なビジネ

スであれば、気候変動の影響による干ばつは監視すべきリスクとなる。

財務情報と非財務情報（すなわち、サステナビリティ）の両方から得られる知見は、統合的なアプローチによって両者が結びついたときに最大化される。例えば、ある機会は良好な財務的リターンをもたらすかもしれないが、その結果がビジネスの評判を損ね、法的措置につながる可能性がある場合には、総合的に検討する必要があるかもしれない。また、短期的な利益は得られるが、将来の業績に悪影響を及ぼす可能性があるものもある。



**Value Reporting Foundation** の International Integrated Reporting Framework (国際統合報告フレームワーク) では、統合思考を次のように定義している。

「組織内の様々な事業単位及び機能単位と、組織が利用し、又は影響を与える様々な資本との間の関係について、組織が能動的に考えることである。統合思考は短、中、長期の価値創造を考慮した、統合的な意思決定と行動につながる。」

中小企業のための統合思考の中心的なテーマは、人と部門との間の内部サイロを取り払い、組織が一丸となってビジネスの重要な要素をよりよく理解できるようにすることに基づいている。これらの要素には、ガバナンス、戦略、ビジネスモデル、ビジネスに影響を与えるトレンドや課題に対する機会とリスクが含まれる。また、統合思考は、組織が消費するさまざまなリソースと、それに依存する関係を考慮し、長期的な実行力とレジリエンスを確保するための意思決定を行うためのより良いポジションを確保することにもつながる。経営資源が限られている中小企業にとって、こうした考慮は非常に重要である。しかし、多くの場合、オーナー経営者はすでに統合的な方法で直感的に考えていて、あとは焦点を絞る必要があるだけかもしれない。中小企業にとっての利点は、より複雑なビジネスモデルを持つ大企業と比較して、統合思考の導入プロセスが容易で、時間もかからないということである。

特定の業界では、企業に対してよりサステナブルな実践を求める圧力が高まっている。例えば、中小企業の廃棄物汚染への寄与度は、世界全体の60~70%と推定されている。



サステナビリティ情報を識別、測定及び分析するためのプロセス、システム及び統制を確立（又は強化）することには、大きな利点がある。これには、効率性の向上や競合他社との差別化も含まれる。中小企業にとっての環境活動の利点は、ビジネスリスクを直視し、その解決策を見出すことで財務パフォーマンスを向上させ、コストを削減することであり、これには企業の評判を高め、ステークホルダーとの関係における妥当性を強固なものにすることも含まれる。サステナビリティ情報は、労働環境が健康と安全を促進し、多様性と包摂性 (D&I) を唱え、廃棄物とエネルギーコストを削減するなど、サステナブルなビジネス慣行を最適化するための基盤となる。何も実行しないリスクは相当なものになるかもしれない。

IFACと国際統合報告評議会 (IIRC) が発行した「統合思考による中小企業の価値創造-統合報告の利点」は、非営利組織を含む中小企業が統合思考と統合報告を採用し、その利点を実現できるよう支援するものである。



## サステナビリティ情報のアドバイザリー・サービス

近年、ビジネスアドバイザリー・サービスの提供は増加・多様化している。IFACの「業務のトランスフォーメーション・アクションプラン-将来へのロードマップ」では、「将来に備える」ための重要な分野の一つとして、事務所の運営モデルの進化とアドバイザリー・サービスの構築を掲げている。これには、提供するサービスを再評価し、トランザクション型サービスからデータに基づく洞察を利用した戦略的サービスへと移行することが含まれる。また、専門性の重要性も強調されたが、これはサステナビリティに関連する問題であろう。



中小事務所は、信頼できるアドバイザーとして、サステナビリティに関するガイダンスや提言を中小企業の経営陣に提供できる立場にある。というのも、中小事務所はビジネスだけでなく、業界や環境も熟知しているからである。現在、ビジネスのレーダーに映っていないようなサステナビリティ情報について議論することができるし、中小事務所は、財務と非財務の知識を組み合わせて、以下のような様々な事項について、最善の行動をとるよう方向性を示すことができる。

- 正確性、適時性、関連性があり比較可能なサステナビリティ情報を提供するための信頼性のあるデータの収集。
- 報告、内部リスク管理及びガバナンス制度の設計並びにプロセス改善に関するアドバイス。
- サステナブルで責任あるビジネス実務の最適化（例えば、資源やエネルギーコストの削減、効率性向上のための新しい設備やプロセスへの投資など）。これは、非財務指標と財務指標を組合せるために、比率分析やデータ可視化分析をミックスできるカスタマイズされた指標からの洞察に基づくことがある。
- 現代のビジネスにおけるガバナンス実務との整合性や早期の後継者育成計画（日本語訳）の必要性などを含む、ファミリービジネスにおける強力なガバナンスに関するアドバイス。
- 企業戦略に基づく指標とサステナブルな目標の設計とモニタリング。
- リスク評価を促進するためのシナリオ分析（例えば、気候変動が営業利益率に及ぼす影響のエクスポージャーの理解を支援する）。
- 主要なステークホルダーのマッピングとサプライチェーンにおけるリスクと機会の特定。
- 「社会的・環境的パフォーマンス、公衆への透明性、法的責任に関する最高基準を満たす企業」として認定されたBコーポレーション（B Corps）への移行のアドバイス。



会計事務所等所属の職業会計士は、最も高度な倫理基準を遵守することが求められる。IFACの加盟団体は、国際会計士倫理基準審議会（IESBA）が発行した「職業会計士のための国際倫理規程（国際独立基準を含む）」に記載されている規定に劣らない倫理基準の適用と実施が求められる。



IESBA倫理規程は独立性の要求事項を含んでおり、その中には、会計事務所が一定の非保証業務（NAS）を監査クライアントに提供することを禁止している。例えば、NASにおいては、監査クライアントの経営者の責任を担ってはならない。経営者の責任とは、人的資源、財務的資源、技術的資源、物的資源及び無形資源を取得し、利用し、管理することに関連した決定を行うこと等により、事業体を管理し、統率し、指揮することである。

この規程は、最近改訂され、監査又は保証のクライアントにNASを提供する又はしない場合の状況を明確化し、対処している。これらは、2022年12月15日以降に開始する期間の財務諸表の監査及びレビューから適用される。



## サステナビリティ情報を求めている外部のステークホルダーやビジネスパートナーに対して報告する。

近年、中小企業がサステナビリティ情報を報告するケースが増加しており、この傾向が今後も増大すると予想される。その理由としては、サプライチェーンからの圧力（サプライチェーンが特定の基準を充足することを望む、又は要求する大企業からの「トリクルダウン」効果）、規制要件及びステークホルダーからの要求（例えば、銀行や保険会社が自らの規制要求を満たすために信頼できる情報を必要としている）などがあげられる。中小企業も、競合他社に対して優位に立ち続けることを示すために、自主的に報告することを望むかもしれない。

中小企業は、その規模、産業、所有者、ビジネスモデル、及び利用可能なリソースによって、こうした圧力に異なる反応を示すだろう。環境マネジメントシステムの国際規格である [ISO14001](#) を導入している中小企業は、サステナビリティの影響やパフォーマンスに関する報告にも必要なプロセスや情報を持っている可能性が高い。



上記のように内部の管理プロセスや意思決定を改善することに加え、サステナビリティ情報の報告は、以下のような重要な利点につながるため、単なるコストとしてではなく、投資としてみなければならない。

- 顧客、サプライヤー、その他のステークホルダー及び社会からの信頼と信用をより高める。
- 評価のためのより良い基礎を提供することにより、ビジネスの譲渡、売却、又は承継の可能性を最大化する。
- 合理的なコストでの資金調達を確保する。多くの金融機関は、過去にどのような金融資本が投入されたのか、そして、全体的な戦略や練り込まれた計画に基づくビジネスの将来の意図を知りたがっている。さらに、調達申請が必要な公的補助金など、他の方法では利用できない資金を調達できる可能性がある。

- 人材の確保と定着。従業員は、環境や社会に良い影響を与えることを目標としている組織で働きたい。**調査**によると、ミレニアル世代の大半は、企業が強固なコーポレート・サステナビリティ報告(CSR)方針を持っている場合は就職しないこと、そして、Z世代は組織のサステナビリティ・アプローチに基づいて**キャリア選択**を行い、「**給与よりも目的を優先する最初の世代**」であることが分かっている。



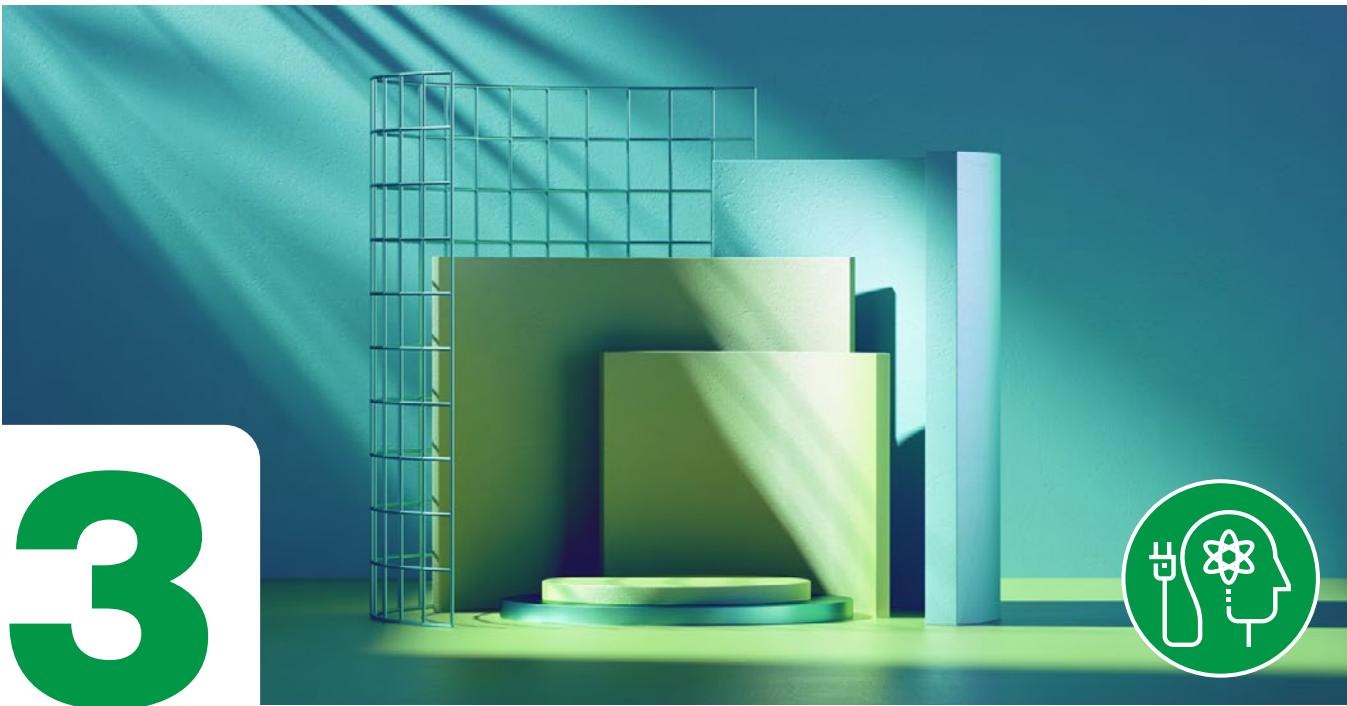
IFACは、すべての中小企業に強制的なサステナビリティ報告要求を課すことは、相当な負担を生じさせると考えている。

IFACは、自主的なアプローチを支持し、中小企業がグローバルなサステナビリティ報告システムに組み込まれることが不可欠であり、開発される基準はその適用において柔軟性があり得ると考えている。



## サステナビリティ報告サービス

中小企業はリソースが限られているため、高品質のサステナビリティ報告サービスや専門的なアドバイスを提供する職業会計士に頼ることがよくある。**2018年IFACグローバルSMP調査**では、85%以上の中小事務所がビジネス・アドバイザリー又はコンサルティング・サービスを提供しており、このサービスラインは最も高い成長が将来見込まれることが強調されていた。14%の事務所が強化されたコーポレート・レポーティング・サービス(統合報告、サステナビリティ報告、CSR報告など)を提供しており、これは近年上昇する可能性が高く、今後も増加すると思われる。



## 実務家にサステナビリティ情報の AUP業務を依頼するか、 又は独立した保証を得る。

### 合意された手続(AUP)業務

AUP業務とは、特定された手続を求める中小企業又は作業依頼者との間で合意された、財務又は非財務項目に関する手続を、実務家が実施することである。報告書は、実施した手続と関連する発見事項を伝達するものであり、保証を得るものではなく、結論や意見は表明されない。

様々な状況に合わせてサービスを提供できることと、情報、文書、測定又は法令と規制の遵守など、AUP手続を実施する対象は何でもよいことから、AUP業務は中小企業に柔軟性を提供する。AUP業務は、一般的に、規制や要求により様々な目的で、財務情報及び非財務情報の両方に対して実施される。ますます関連性が高くなっている例として、規制当局に報告する温室効果ガス排出量の再計算などがある。

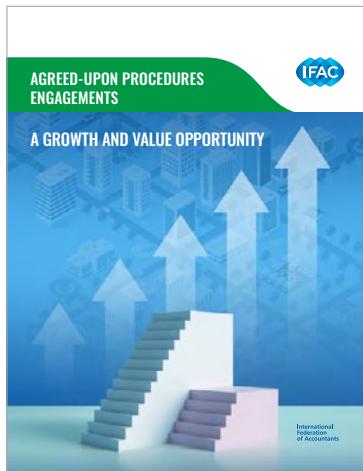


### AUPサービス

中小事務所は、国際関連サービス基準4400（改訂版）「合意された手続の実施契約」(ISRS4400)を用いて、財務及び非財務の両項目でAUP業務を提供できる。

国際監査・保証基準審議会 (IAASB) は、最近同基準を改訂し、2022年1月1日以降に契約条件が合意されたAUP業務から適用される。現行のISRS4400は、この新しい適用日までは有効である。

2020年12月、IFACは「[Agreed-Upon Procedures Engagements - A Growth and Value Opportunity \(合意された手続一成長と価値の機会\)](#)」を公表した。これには、AUP業務が適切な場合に、当該サービスを提供することの利点、財務項目・非財務項目の例、さらに適用可能な手続例を示した6つのショート・ケース・スタディが含まれる。



### 保証業務<sup>3</sup>

独立した保証は、中小企業の報告する非財務情報の信用と信頼を高める。保証業務では、実務家は、対象情報に対する利用者の信頼性を高めるべく設計された結論を表明するために、十分かつ適切な証拠を入手することを目的としている。例えば、ある企業は、識別された環境又は社会的な指標及び目標など、自社の状況に関連するサステナビリティの側面を、適用可能な規準に照らして測定又は評価することによって、特定のサステナビリティ情報を作成し、報告することができる。その上で、実務家に保証業務の実施を依頼できる。保証業務の実施において、実務家の目的は、対象項目に重要な虚偽記載がな

いかどうかについて、適宜、合理的保証又は限定的保証を得ること、及び、測定又は評価の結果について結論を表明することである。これは、保証の結論及び結論の根拠を記述した報告書を通じて行われる。

### 保証サービス

IAASBの基準における保証サービスの提供が以下を前提としていることから、中小事務所は、国際基準に基づくサステナビリティ情報の高品質な保証を提供することができる（中小事務所は、これらの要求事項を満たせることを前提とする）。

- 実務家が、国際品質マネジメント基準（ISQM）<sup>14</sup>、又はその他の職業上の要求事項、若しくは少なくともISQM1と同等の品質マネジメントシステムに対する事務所の責任について法律又は規制が要求するような事務所の構成員であること。
- 実務家及び業務チームのメンバーが、IESBAが発行した職業会計士のための国際倫理規程（国際独立基準を含む）、又はその他の職業上の要求事項、若しくは少なくとも求められている法律上又は規制上の要求事項に従わなければならないこと。
- 実務家は、自らの能力（保証の能力及び技術を含む）及び業務を実施するその他の者の能力を扱う基準の要求事項を遵守していること。

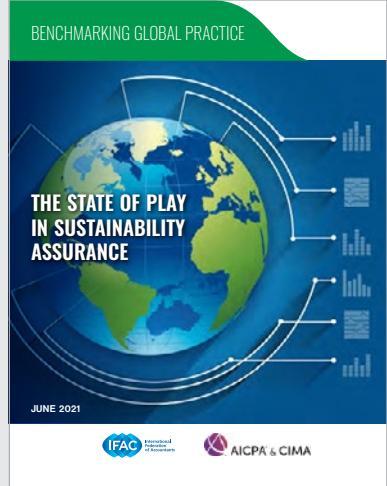


関連するIAASB基準には、以下のものがある。

- **ISAE3000 (改訂)「過去財務情報の監査又はレビュー以外の保証業務」。** ISAE（国際業務保証基準）シリーズのすべての保証業務に適用されるIAASBの包括的な基準である。主題別にISAEが業務に関連している場合（例えば、下記の箇条書きにあるISAE3410）、ISAE3000（改訂版）に加えてそのISAEが適用される。実務家はISAE3000（改訂版）及びその主題別ISAEの要求事項に従わなければならない。
- **ISAE3410「温室効果ガス報告書に対する保証業務」。** 中小企業の温室効果ガス報告書に関する保証業務を扱っている。

<sup>3</sup> 過去財務情報の監査又はレビュー以外

<sup>4</sup> [国際品質マネジメント基準第1号「財務諸表の監査若しくはレビュー又はその他の保証若しくは関連サービスの業務を行う事務所の品質マネジメント」\(ISQM 1\)](#)は、2022年12月15日から適用され、IAASBの現行基準である国際品質管理基準第1号 (ISQC 1) を置き換えるものである。



2021年6月、IFACとAICPA-CIMAは、グローバルベンチマーク調査「サステナビリティ保証の現状」を発表し、上場会社がどの程度、サステナビリティ開示を報告し、保証を受けているか、どの保証基準が使われているか、及びどの会社が保証サービスを提供しているかを把握・分析した。

レビューした企業の**91%**が、何らかのサステナビリティ情報を報告している。

これらの保証業務のうち**63%**は、監査人又は監査人の関連会社によって実施された。

サステナビリティ情報の報告と保証の重要性がますます認識されつつあることから、これは中小企業にとって示唆的なトレンドということが明らかになっている。

### USING ISAE 3000 (REVISED) IN SUSTAINABILITY ASSURANCE ENGAGEMENTS

**A Guide to Accompany The State of Play in Sustainability Assurance**



ISAE 3000 (Revised), Assurance Engagements Other than Audits or Reviews of Historical Financial Information (i.e., ISAE 3000)

ISAE 3000—“audits”—allow for supplemental standards, such as ISAE 3410, Assurance Engagements on External Financial Statement. This IASB has recently published *Non-Uniform Guidance on Applying ISAE 3000 (Revised) to Extended External Reporting (EER) Assurance Engagements—“EER Guidance”*—to help assurance practitioners apply the Standard in sustainability-related and integrated reporting engagements (among other extended external reporting).

Proper application of ISAE 3000 requires use by competent practitioners who are subject to:

- Compliance with requirements addressed by the practitioner's own competence (including assurance skills and techniques)
- The IAASB's International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards or other professional, legal, or regulatory requirements that are at least as demanding)
- The International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards or other professional, legal, or regulatory requirements that are at least as demanding)

Consulting services focus directly on the needs of the client (i.e., the preparer of information).

Assurance engagements are undertaken by an independent assurance practitioner with the goal of expressing an assurance conclusion on reported information.

The report of the assurance practitioner should include a statement that the engagement was performed in accordance with ISAE 3000. Imprecise qualifying or limiting language (e.g., performed by “reference to”—or “based on”—ISAE 3000) may mislead users.

ISAE 3000 (改訂) の適用を支援するために、IAASBの拡張された外部報告(EER)保証業務プロジェクトは、非財務報告に対する保証の発展的分野を支援する重要な一步となる、追加ガイダンスを開発した。

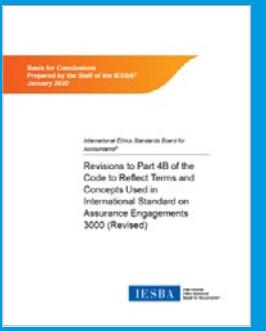
IFACは、「サステナビリティ保証業務におけるISAE3000(改訂)の利用」も公表している。



Final Pronouncement  
January 2020

International Ethics Standards Board for Accounting<sup>TM</sup>  
Revisions to Part 4B of the Code to Reflect Terms and Concepts Used in International Standard on Assurance Engagements 3000 (Revised)

IESBA



Basis for Consideration  
Prepared by the Staff of the EESB  
January 2020

International Ethics Standards Board for Accounting<sup>TM</sup>  
Revisions to Part 4B of the Code to Reflect Terms and Concepts Used in International Standard on Assurance Engagements 3000 (Revised)

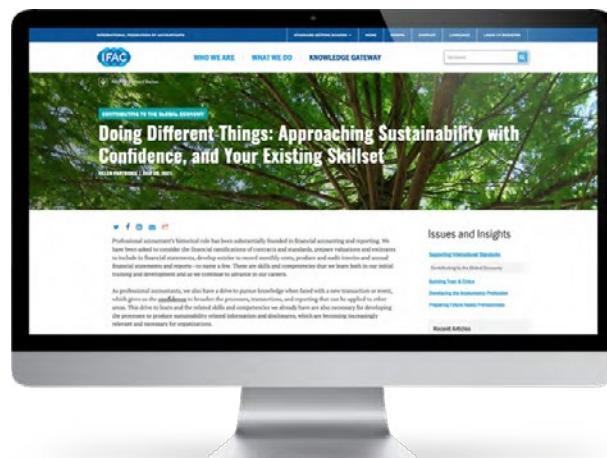
IESBA

## 知識・能力の構築と初期段階での取組み

将来は、めまぐるしく変化する世界に対応するために成長し、適応するための大きな機会を中小事務所にもたらす。この新しい時代において、サステナビリティの問題は、関連性を保持したクライアントへのサービス提供と、次世代の人材の獲得と維持の両方において、ますます重要なことになると思われる。

小規模事務所は、事務所内のサステナビリティ方針とプロセスの検討から始めるべきである。そのためには、従業員への配慮、サプライヤーの選択、二酸化炭素排出量の削減及び地域社会や環境への影響などを検討する必要がある。また、職員がサステナビリティに関する研修を受けられるようにすることで、継続的な変化と進化を受け入れる必要がある。これは、会計士団体 (PAO) のCPDコースや情報において確認することができます。

教育訓練に基づき、職業会計士は、サステナビリティ情報を作成又は保証するために必要なコアスキルと能力を有しており、それにはサステナビリティに関する様々な事項についてアドバイスを提供するための新しい専門知識を習



得するための生涯学習も含まれている。これから歩む道のりは、それぞれの中事務所によって異なり、事務所特有の様々な要因によって決定される。小規模事務所がサービス提供を開始する場合、特定の知識と経験を持つ新しいスタッフへの投資、既存のスタッフへのカスタマイズされたトレーニング、この分野に特化したサービスを既に提供している他の事務所とのパートナーシップが必要な場合がある。

最初のステップとしては、どのクライアントがサステナビリティの問題に目を向けるのに適しているかを識別することが考えられる。例えば、公共サービスを提供する企業（ヘルスケアや社会的企業）、公益サービスを提供する企

業（電気、ガス、公共交通、廃棄物の収集と処理など）、及び非営利組織などが挙げられる。これらの組織は、報告されるサステナビリティ情報に関心を持つステークホルダーがいることから、一般的に、寄付者、ボランティア、及びコミュニティパートナー、並びに地方/地域/中央の政府などの幅広いネットワークを持っている。また、事務所は、外部のステークホルダーに対してサプリチェーンに関する情報の提供を求められる可能性のある大企業を既にクライアントとして持っている場合もある。このような場合、事務所が提供できる様々なサービスを検討することができる。



### 今こそ将来のために

中小事務所が中小企業に対して、サステナビリティに関する様々なアドバイザー、報告、AUP及び保証サービスを提供する機会は非常に大きい。今こそ、旅立ち、変化を起こし、将来を受け入れる時である。そうすることで、最終的に事務所、人々、そして地球に利益をもたらすことになる。



IFACナレッジ・ゲートウェイにアクセスして、グローバルなプロフェッショナルに影響を与える関連記事、ビデオ及びリソースを見つけ、2週間ごとに追加されるコンテンツを要約した隔週のニュースレター「The Latest」の受信登録を行う。

IFACは、その加盟団体とともに、グローバルな会計プロフェッショナルの関連性、評判、及び価値を高めることにより、公共の利益に貢献している。IFACの戦略目標は以下の3つである。

- グローバルなプロフェッショナルの代弁者として発言し、関与する。
- 将来に備えたプロフェッショナルを主導し、発展させる
- 高品質な国際基準の開発、採用、実施に貢献し、促進する。

「スマートビジネスのためのサステナビリティ情報-実務家への機会」は、IFACが中小事務所アドバイザリーグループの支援と見識に基づき作成したものである。

詳細については、[christopherarnold@ifac.org](mailto:christopherarnold@ifac.org)宛てに電子メールで問合せされたい。

公開草案、コンサルテーション・ペーパー及びその他のIFACの公表物は、IFACが公表し、その著作権はIFACにある。

IFACは、本文書の内容を信頼して行為を行うか、又は行動を控えることによって生じる損失について、当該損失が過失により生じたものであれ他の原因によるものであれ、一切責任を負わない。

IFACのロゴ、「International Federation of Accountants」及び'IFAC'は、米国及びその他の国で登録されたIFACの商標又は登録商標及びサービスマークである。

著作権©International Federation of Accountants (IFAC) 2021年。無断複写・転載を禁ず。この文書の翻訳、複製、保存若しくは送信、又は他の類似する使用についてはIFACの許可書が必要となる。[permissions@ifac.org](mailto:permissions@ifac.org)に連絡されたい。



IFAC SMP Community



@IFAC\_SMP



International Federation of Accountants



International Federation of Accountants (国際会計士連盟)

529 フィフスアベニュー

ニューヨーク、NY 10017

アメリカ

T +1 212 286 9344

[www.ifac.org](http://www.ifac.org)



International  
Federation  
of  
Accountants

本文書は、日本公認会計士協会により英語から日本語に翻訳された。IFACのすべての公表物において、承認されたテキストは、IFACから英語で発行されたものである。IFACは、翻訳の正確性及び完全性に対する責任又はそれらの結果として発生する訴訟に対する責任を何ら負うものではない。  
「スマートビジネスのためのサステナビリティ情報」の英語のテキスト © IFAC 2021年。無断複写・転載を禁ず。  
「スマートビジネスのためのサステナビリティ情報」の日本語のテキスト © IFAC 2021年。無断複写・転載を禁ず。  
原題 : Sustainability Information for Small Businesses  
この文書の複製、保存、転載若しくは送信、又は他の類似する使用の許可に関する情報は、  
[permissions@ifac.org](mailto:permissions@ifac.org) に連絡されたい。